

千葉県土砂運搬適正化対策要綱

(昭和46年9月3日決定)

第1条 目的

この要綱は、千葉県、千葉県警察本部、千葉運輸支局及び市町村が一体となって土砂の運搬を適正化するための措置を講ずることにより、土砂の運搬に伴う生活障害等の防止並びに人の生命及び身体の安全を図り、もって県民の福祉の維持及び増進に資することを目的とする。

第2条 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 土砂 土及び砂利（砂及び玉石を含む。）をいう。
- (2) 土砂の運搬 自動車により盛土、埋戻し土又は骨材の用に供する土砂を運搬することをいう。
- (3) 生活障害等 土砂運搬による騒音、振動及び粉じんの発生、交通の危険の増大等によって生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）が損なわれ、又は土砂の運搬により道路、橋梁その他の公共物件等が損傷され、公共の福祉に反する事態が生じることをいう。
- (4) 施行主体 建設事業（宅地開発事業を含む。以下同じ。）の施行主体をいう。
- (5) 土砂運搬事業者は、次の者をいう。
 - ア 施行主体で自ら当該工事に係る土砂の運搬を行う者
 - イ 施行主体から直接、土砂の運搬を伴う工事を受注して事業として施行する者
 - ウ 施行主体から直接、土砂の運搬を受注して事業として運搬する者
- (6) 土砂を使用する場所とは、次の場所をいう。
 - ア 建設事業を施行するに当たり、土砂を建設事業を施行する場所へ持ち込む場合は、当該場所
 - イ 建設事業を施行するに当たり、土砂を流用及び仮置等を行う場所へ持ち出す場合は、当該場所

第3条 施行主体の事前協議等

1 大量の土砂の運搬を伴う建設事業を施行しようとする施行主体は、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について、書面又は図面により協議するものとする。

- (1) 土砂運搬事業者
- (2) 運搬土砂量及び土砂採取場

- (3) 運搬期間
- (4) 運搬経路
- (5) 路線別の月別運搬台数及び日最大運搬台数
- (6) 運行時間
- (7) 過積載、粉じんの発生、無謀運転、踏切事故等の防止の方法
- (8) 道路及び道路の付属物の維持及び補修、交通安全施設の整備等の方法
- (9) 交通監視員及び道路清掃員の人員及び配置
- (10) その他の生活障害等及び交通事故の防止の方法
- (11) 前各号に掲げる事項を確実に履行し、又は土砂運搬事業者に履行させるための措置

- 2 知事は、施行主体に対し、前項に規定する協議が整うまでは、当該建設事業に係る土砂の運搬に着手しないよう指導するものとする。
- 3 第1項の場合において、当該事業に伴う土砂の運搬の量が5,000立方メートル未満であるときは、その協議を省略することができるものとする。
- 4 第1項の協議に係る書面又は図面の提出部数は、正本1通及び関係機関分の写しとする。
- 5 第1項の協議に係る書面又は図面は、当該土砂の運搬が一つの土木事務所の所管区域内のみで行われるときは、当該土木事務所の長に、二つ以上の土木事務所の所管区域内で行われるときは、当該建設事業において土砂を使用する場所を所管する土木事務所の長を経由して県土整備部長（県土整備政策課）に提出させるものとする。
- 6 第1項の協議に係る書面又は図面は、当該土砂の運搬が土木事務所の所管区域と千葉市区域間で行われるときは、土砂を使用する場所が土木事務所の管内にある場合は土木事務所の長に、千葉市域内に土砂を使用する場所がある場合は市長に提出させるものとする。
- 7 施行主体は、事前協議に係る運搬計画を変更しようとするときは、すみやかに、協議するものとする。ただし軽微な変更をしようとするときは、その協議を省略することができるものとする。
- 8 施行主体は、事前協議に係る土砂の運搬を完了し、又は廃止したときは、その日から7日以内にその旨を届け出るものとする。
- 9 都市計画課長及び土木事務所の長は、都市計画法、宅地開発事業の基準に関する条例その他法令の規定により施行主体から宅地開発事業に係る開発行為の許可の申請等を受付した場合において、当該事業に伴う土砂の運搬の量が5,000立方メートル以上であるとき、又は当該事業に伴う土砂の運搬によって生活障害等若しくは交通事故が発生するおそれ大きいと認められるときは、当該事業主体に対し、第1項の協議をするよう指導するものとする。

第4条 土砂運搬事業者の運搬計画の届出

- 1 土砂の運搬を行おうとする土砂運搬事業者は、土砂の運搬を行おうとする日の30日前までに当該運搬計画を様式第1号により届け出るものとする。ただし、災害その他非常の事態の発生により土砂の運搬を緊急に行う必要があるときは、この限りではない。
- 2 前項の場合において、当該運搬計画に係る土砂の数量が5,000立方メートル未満であるとき、又は当該土砂の運搬が第3条第1項の協議に係るものであるため重ねて運搬計画を届け出る必要がないと認められるときは、その届出を省略することができる。
- 3 第1項のただし書きの場合において、当該土砂運搬事業者は、すみやかに、当該運搬計画を様式第1号により届け出るものとする。
- 4 運搬計画の届出には、土砂採取場から当該土砂を使用する場所（一時貯留する場合を含む。）にいたるまでの運搬路線を示す図面、その他知事が必要と認める書類（別添「添付書類一覧」参照）を添付するものとする。
- 5 土砂運搬事業者は、届出に係る運搬計画を変更しようとするときは、すみやかに、その旨を様式第2号により届け出るものとする。ただし軽微な変更をしようとするときは、その届出を省略することができるものとする。
- 6 土砂運搬事業者は、運搬計画の届出に係る土砂の運搬を完了し、又は廃止したときは、その日から7日以内にその旨を様式第3号により届け出るものとする。
- 7 運搬計画（変更に係るものを含む。以下同じ。）の届出又は廃止の届出に係る書類（以下次項において「届出に係る書類」という。）の提出部数は、正本1通及び関係機関分の写しとする。
- 8 第1項の届出に係る書類は、当該運搬が一つの土木事務所の所管区域内のみで行われるときは、当該土木事務所の長に、二つ以上の土木事務所の所管区域で行われるときは、当該土砂を使用する場所（当該土砂を使用する場所が県外である場合にあつては当該土砂の採取場）を所管する土木事務所の長を経由して県土整備部長（県土整備政策課）に提出するものとする。
- 9 第1項の届出に係る書類は、当該土砂の運搬が土木事務所の所管区域と千葉市区域間で行われるときは、土砂を使用する場所が土木事務所の管内にある場合は土木事務所の長に、千葉市域内に土砂を使用する場所がある場合は市長に提出させるものとする。
なお、千葉市区域内のみで行われるときは市長に提出するものとする。

第5条 運搬計画等の審査及び調整

- 1 土木事務所の長は、第3条の協議又は第4条の運搬計画の届出（以下「届出等」という。）があつたときは、必要に応じ、当該運搬路線に係る他の道路管理者、地域振興事務所の長、警察署の長及び市町村長と、当該届出等に係る事項を審査し、及び調整するものとする。
- 2 県土整備政策課長は、届出等があつたときは、必要に応じ、産業振興課長、道

路環境課長、都市計画課長、くらし安全推進課長、大気保全課長、廃棄物指導課長、交通規制課長及び当該運搬路線に係る市町村長等と、当該届出等に係る事項を審査し、及び調整するものとする。

第6条 協定の締結

1 知事又は土木事務所の長は、土砂の運搬に伴う生活障害等の防止並びに人の生命及び身体の安全を図るため特に必要があると認められるときは、届出等をした施行主体又は土砂運搬事業者（以下「関係人」という。）と次の事項について協定を締結するものとする。

- (1) 施行主体にあつては第3条第1項第1号から第11号までのうち必要と認める事項
- (2) 土砂運搬事業者にあつては様式第1号所載の事項のうち必要と認めるもの
- (3) 関係職員の検査に関する事項
- (4) 関係人の報告義務に関する事項
- (5) 道路、橋梁その他の公共物件を損傷した場合の復旧及び費用負担に関する事項
- (6) その他土砂の運搬に伴う生活障害等の防止並びに人の生命及び身体の安全を図るため必要な措置に関する事項

2 協定書は、おおむね様式第4号及び様式第5号によるものとする。

第7条 監督及び規制の強化

1 千葉運輸支局長、県土整備政策課長、道路環境課長、都市計画課長、産業振興課長、廃棄物指導課長、土木事務所の長及び地域振興事務所の長は、市町村長の協力を得て、届出等に係る事項及び第6条の協定に定める事項の確実な実施について監督するほか、関係人に対し、土砂の運搬に伴う生活障害等の防止並びに人の生命及び身体の安全を図るため必要な措置を講じさせるものとする。

2 この要綱に基づき措置を行う関係行政機関と、道路交通法等に基づき交通の規制及び指導取締りを行う警察機関は、相互に密接な連携を図るものとする。

第8条 事業者団体の結成等

千葉運輸支局長、くらし安全推進課長及び県土整備政策課長は、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）」等の趣旨に照らし、土砂運搬事業者の団体の結成を促進するとともに、団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入者の使用を促進するよう配慮する。

第9条 土砂運搬対策協議会

- 1 関係機関の緊密な連絡のもとにこの要綱の的確な実施を図るため、土砂運搬対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会は、次の任務を行う。
 - (1) 土砂の運搬に伴う生活障害等の防止並びに人の生命及び身体の安全を図るための基本的政策を企画立案すること。
 - (2) 土砂の運搬に伴う生活障害等の防止並びに人の生命及び身体の安全を図るための具体的措置を調整し、及び実施すること。
 - (3) 届出等に係る事項のうち重要なものを審査し、及び調整すること。
- 3 協議会は、次の者をもって組織する。
 - 千葉運輸支局長
 - 千葉県総合企画部政策企画課長
 - 環境生活部くらし安全推進課長
 - 〃 大気保全課長
 - 〃 廃棄物指導課長
 - 商工労働部産業振興課長
 - 県土整備部県土整備政策課長
 - 〃 道路環境課長
 - 〃 河川環境課長
 - 〃 都市整備局都市計画課長
 - 警察本部交通部交通総務課長
 - 〃 交通規制課長
- 4 協議会には必要に応じ、土砂運搬事業者等の団体の代表等を参加させることができる。
- 5 協議会は、必要に応じ、第3項に掲げる者の一部をもって開くことができる。
- 6 協議会は県土整備政策課長が主宰し、庶務は県土整備政策課が行う。
- 7 土木事務所の長は、この要綱の的確な実施を図るため必要があると認めるときは、地域振興事務所の長、関係警察署の長及び関係市町村長と、地区土砂運搬対策協議会を開催し、協議するものとする。

第10条 指導上の配慮

この要綱に基づく指導は、土砂の運搬に伴う生活障害等の防止並びに人の生命及び身体の安全を図るため相当と認められる限度で行うものとし、かつ、これによって関係人の事業活動を不当に制約することのないよう配慮するものとする。

附 則

この要綱は、昭和 46 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。